

南国市新規狩猟者確保事業費補助金交付要綱

平成25年	11月27日	告示第109号
平成27年	4月22日	告示第43号
平成28年	10月28日	告示第122号
平成30年	8月7日	告示第109号
令和元年	5月8日	告示第4号
令和3年	5月25日	告示第83号
令和4年	5月25日	告示第96号
令和5年	5月30日	告示第58号
令和6年	5月29日	告示第94号
令和7年	3月25日	告示第32号
令和8年	3月31日	告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市新規狩猟者確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、狩猟免許等の取得に要する費用を補助することにより、有害鳥獣による農林業被害を軽減するための有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保を目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助限度額及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市新規狩猟者確保事業費補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは南国市新規狩猟者確保事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは南国市新規狩猟者確保事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた補助対象者は、南国市新規狩猟者確保事業費補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4） 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項のいずれかに該当するとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（平成27年告示第43号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第122号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年告示第109号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年告示第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第83号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第96号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年告示第58号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第94号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年告示第32号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第57号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象者	補助限度額	補助金の額
狩猟免許の取得	一般社団法人高知県猟友会が実施する初心者講習会の受講に要した経費	補助金の申請を行う年度中に狩猟免許を取得した者で、次のいずれにも該当するもの (1) 狩猟免許の取得の時点において、南国市の住民基本台帳に記録されているもの	10,000円	補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数切捨て）と補助限度額を比較し、いずれか低い額
	狩猟免許試験の申込時に必要な診断書の発行に要した経費	(2) 南国市が実施する有害鳥獣の捕獲に従事又は協力する旨の誓約書を提出したもの (3) 高知県税及び南国市税の滞納がないもの	2,000円	
猟銃の所持の許可	猟銃を所持する許可申請に係る射撃教習の受講に要した経費	補助金の申請を行う年度中に猟銃の所持の許可を受けた者で、次のいずれにも該当するもの (1) 猟銃の所持の許可を受けた時点において、南国市の住民基本台帳に記録されているもの (2) 南国市が実施する有害鳥獣の捕獲に従事又は協力する旨の誓約書を提出したもの (3) 過去に同様の射撃教習を受講していない者 (4) 高知県税及び南国市税の滞納がないもの	37,000円	